

一般社団法人福島県交通安全協会定款

施行 平成24年4月1日

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県交通安全協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を福島県内に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、交通安全活動及び県民の交通道德、交通安全意識の向上に資する活動を行い、もって県民の交通事故防止に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通道德及び交通安全思想向上のための広報啓発
- (2) 車両運転者の資質の向上に関する施策
- (3) 交通功労者、優良運転者等の表彰
- (4) 交通事故に関する相談
- (5) 各地区交通安全協会の運営並びに事業の推進についての指導及び調整
- (6) 各地区交通安全協会から委託を受けて行う事業
- (7) 福島県警察本部長から委託を受けて行う事業
- (8) 道路交通法に定める交通安全活動推進センターとして行う事業
- (9) 交通安全用品の斡旋、販売
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要と認めた事業

第3章 会 員

(法人の構成)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 普通会員 福島県内にある地区交通安全協会の代表者
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して事業推進に賛助する団体の代表者

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書により、申し込まなければならない。

2 入会は、総会において別に定める入会及び退会に関する規則により、理事会においてその可否を決定

し、これを本人に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会及び退会に関する規則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) すべての会員が同意したとき
- (2) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 当該会員が死亡したとき、又は会員の所属する地区交通安全協会及び団体（以下「団体等」という。）が解散したとき
- (4) 会員が当該団体等の代表者でなくなったとき
- (5) 退会したとき
- (6) 除名されたとき

2 会員が前項の規定により、その資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費は返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の2週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した総会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(書面表決等)

第18条 総会に出席できない会員は、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第19条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第17条の規定の適用については、その会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した会員のうちから選出された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

(総会運営規則)

第21条 総会の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める総会運営規則による。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 45人以内
 - (2) 監事 5人以内
- 2 理事のうち1人を会長、6人以内を副会長、1人を専務理事、2人以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定める理事職務権限規則により、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 専務理事及び常務理事は、会長、副会長を補佐し、この定款及び理事会の決議に基づき、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、引き続き、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員損害賠償責任の免除)

第28条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(報酬等)

第29条 役員に対する報酬等は、理事会の決議により別に定める役員報酬等並びに費用に関する規則による。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長が当たる。ただし、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、他の理事が当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第36条 理事会の運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める理事会運営規則による。

第7章 顧問

(顧問)

第37条 この法人に2人以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又はこの法人に功労があった者を理事会の推せんにより会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、会長に対して意見を述べることができる。

第8章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会において選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規則によ

る。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書等

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第44条 この法人が解散する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は福島県に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第12章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長については、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局組織規則による。

第13章 補 則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の設立時の会長は、丹 治 一 郎 とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の変更は、一般社団法人福島県交通安全協会の平成 26 年度定時総会のあった日から施行する。